

野洲市放課後児童健全育成事業の変遷

資料4

	制度見直し等	施設整備	運営主体	備考
旧町	H5.野洲町こどもの家 (5小学校5クラブ)		野洲町 …保護者会へ委託	H9.学童保育の法制化
	H11.中主町こどもの家 (1小学校1クラブ)		中主町 …社協へ委託	
H16	・学童保育所運営形態等検討委員会(全13回) →社協へ委託(H17-)			野洲市誕生
H17	・野洲市学童保育所運営委員会を設置	<待機児童問題> H18.定員480人⇔申込534人 H19.定員530人⇔申込650人	野洲市 …社協へ委託	
H18	・野洲市放課後児童クラブ運営基準を制定		指定管理者制度導入	
H19	・「子ども教室」開始 (H19は試験的に季節のみ)		社協 H18-21:4年間	放課後子どもプラン (H19-26)
H20	●こどもの家・子ども教室の2制度運用(H20-23) ・こどもの家の定員超過児童を子ども教室で受入れ ・H22料金改定 こどもの家 月額:9,000円→10,000円 子ども教室 月額:無料→5,000円			
H21		祇王・中主…分割改修		
H22		野洲・祇王…新築	社協 H22-23:2年間	
H23		北野・中主…新築 三上…小学校改修		
H24	・待機児童0人達成(定員1,080人)→事業の一本化 ・第1期持続ある運営を考える委員会(全4回) →H25.5月提言		社協 H24-28:5年間	
H25	●第1期提言を受けた見直し ・同一勤務での再入所を制限 ・一斉申込以後の申請を制限 ・保育料の段階的改正 第1段階 季節 H27-H30 第2段階 通年・季節 H31-			
H26				基準省令制定
H27				市基準条例制定 放課後子ども総合プラン (H27-30)
H28				
H29	・第2期持続ある運営を考える委員会(全2回) →H29.6月提言		社協 H29-R4:5年間	
H30	●第2期提言を受けた見直し ・土曜保育の実施(H30-)			
R1	・第3期持続ある運営を考える委員会(全2回) →R2.3月提言	篠原…増築		新・放課後子ども総合プラン (R1-5)
R2	●第3期提言を受けた見直し ・第1期提言における 保育料の見直し(第2段階) →改正する必要なし ・今後も定期的に確認	北野…小学校利用 (季節のみ)		
R3		↓		
R4		北野…小学校利用 (通年)	社協 R4-8:5年間	
R5				放課後児童対策パッケージ (R5-6)
R6				
R7	・第4期持続ある運営を考える委員会(全2回) →R8.1月提言予定	中主…小学校利用 (季節のみ)		
R8				